

茨城県飼育動物診療施設情報提供事務処理要領

第1 目的

本要領は、農林水産部畜産課（以下「畜産課」という。）の飼育動物診療施設に係る情報提供の事務処理方法を定めることにより、適正かつ効率的な事務の遂行を図ることを目的とする。

第2 情報提供の対象となる飼育動物診療施設に関する情報

- 1 診療施設名称
- 2 診療施設住所
- 3 診療施設開設年月日
- 4 開設者氏名
- 5 診療施設電話番号
- 6 診療施設FAX番号
- 7 診療施設従事獣医師数
- 8 診療業務の種類（小動物/産業動物）
- 9 診療施設の形態（施設/往診）
- 10 診療施設のエックス線装置の届出有無
- 11 診療施設の新規・廃止の届出数

第3 畜産課の責務

畜産課は、第2に掲げる情報について県民から情報提供の求め（以下「依頼」という。）があったときは、情報の不適切使用のおそれがない等について確認し、情報提供することが適切と判断した場合は、迅速に提供するものとする。

第4 情報提供の依頼

情報提供依頼者（以下「依頼者」という。）は、畜産課に情報提供を依頼する場合、以下の点に留意し、飼育動物診療施設情報提供依頼書（様式第1号）（以下「情報提供依頼書」という。）を提出するものとする。

- 1 「住所、氏名、連絡先、メールアドレス」について
 - ・ 畜産課が、情報提供依頼書の内容について依頼者へ聞き取りを行う際に必要となるため、正確に記載してあること。
 - ・ また、連絡先等について、執務時間内に連絡が取れる電話番号が記載してあること。
- 2 「提供の方法」について
 - ・ 依頼者から希望する提供方法について記載があること。
- 3 「情報提供の利用目的」について
 - ・ 提供する情報の利用目的について具体的に記載してあること。
- 4 「提供された情報の利用に係る誓約書」について
 - ・ 依頼者は、提供された情報について、情報提供依頼書にある誓約書

の1～3を確認するとともに、その内容の遵守について誓約すること。

第5 情報提供者への聞き取り等

畜産課は、情報提供の可否を判断するため、必要に応じて依頼者への聞き取り等を行うこととする。

第6 情報提供依頼書の記載内容の修正等

畜産課は、情報提供依頼書の内容について、必要に応じて行う聞き取り等の結果に基づき、不備がある場合や、不適切使用等が認められる場合は次の事務を行うものとする。

- 1 情報提供依頼書の記載内容に記載漏れ、誤りがある場合には、依頼者に対して、飼育動物診療施設情報提供依頼書修正通知書(様式第2号)を通知し、修正を求めること。また、依頼者は、修正した情報提供依頼書を畜産課あて提出する。
- 2 備考欄に記載されている情報の利用目的を鑑み、不適正使用のおそれがあると認められる場合や、茨城県情報公開条例第7条に記載されている開示できない事項があった場合は、依頼者に対して、飼育動物診療施設情報提供依頼不承認通知書(様式第3号)を通知し、情報提供は行わない。

第7 情報提供依頼書の受理及び記録の方法

畜産課は、情報提供依頼書の内容精査の結果、不備がない旨確認できた場合に受理することとする。また、受理及び情報提供を行ったときは、当該情報提供依頼書に整理番号を付し、飼育動物診療施設情報提供事務処理簿(様式第4号)に提供内容や提供方法、依頼者等を記録し、情報提供依頼事務の処理状況について把握するものとする。また、情報提供依頼書は保管するものとする。

第8 畜産課からの提供方法

畜産課は、情報提供を依頼者の求める提供の方法によって、飼育動物診療施設情報提供書(様式第5号)と併せて紙(写し)の本庁での対面交付、郵送での交付、または、PDF データにしたものをメールで交付するものとする。

附則

この要領は、令和7年5月2日から施行する。